

第 12 回 那須烏山市農業委員会総会議事録

日 時 令和 5 年 12 月 21 日

午後 2 時 00 分

場 所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室

那須烏山市農業委員会

1. 開催日時 令和 5 年 12 月 21 日（木） 午後 2 時 00 分～午後 3 時 05 分 2. 開催場所 那須烏山市南那須庁舎 大会議室 3. 出席委員（14 人） 会長：9 番 関 閣夫 職務代理者：19 番 塩野目 富夫 委員：2 番 田中 雄二、3 番 栗野 隆夫、4 番 仲澤 清一、5 番 興野 礼子、8 番 川上 恵、10 番 小川 雄三、11 番 奥畑 智子、13 番 中村 東、14 番 堀江 恒夫、15 番 石岡 幸雄、16 番 荒井 喜代子、18 番 相吉澤 宏 4. 欠席委員（4 人） 6 番 大野 覚文、7 番 齋藤 勉、12 番 小川 祥一、17 番 黒須 明 5. 出席推進委員（0 人） 6. 議事日程 日程第 1 議事録署名人の指名について 日程第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 3 議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 日程第 4 議案第 3 号 非農地証明願出による現況地目の認定について 日程第 5 議案第 4 号 非農地判断願出による非農地通知の交付について 日程第 6 議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 263 号）の承認について 7. 農業委員会事務局職員 事務局長 相ヶ瀬 一彦、係長 中山 崇 8. その他 新型コロナウイルス対策のため、出席者を制限して開催した。	
事務局長（相ヶ瀬）	ただいまから令和 5 年第 12 回総会を開会いたします。先ずは、関 閣夫 会長にご挨拶をお願いいたします。
会長（関）	< 開会前のあいさつ >
事務局長（相ヶ瀬）	本日、6 番 大野 覚文 委員、7 番 齋藤 勉 委員、12 番 小川 祥一 委員、17 番 黒須 明 委員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。出席委員は、18 名中 14 名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、那須烏山市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行は、関 閣夫 会長をお願いいたします。
会長（関）	直ちに会議を開きます。（ 午後 2 時 00 分 ） 議事日程の朗読をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 議事日程の朗読 >

議長	経過報告をお願いします。
事務局長（相ヶ瀬）	< 経過報告を朗読 >
議長	これより議事に入ります。日程第 1 「議事録署名人の指名について」 を議題といたします。併せて、会議書記の指名を行います。那須烏山市農業委員会総会会議規則第 13 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、議事録署名委員は 16 番 荒井 喜代子 委員、18 番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の 中山 崇 氏 を指名いたします。 次に、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 1 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、2 番について、13 番 中村 東 委員をお願いいたします。
13 番 中村 東 委員	12 月 17 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 1 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、トマト、キュウリ、ナス。農業従事年数及び農業形態、約 50 年。第 2 種兼業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台。取得地への通作距離、約 280m。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑 28 a、計 28 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 17 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 2 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、交換による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、水稻、トマト、キュウリ、ナス。農業従事年数及び農業形態、約 70 年。専業農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、耕運機 1 台。取得地への通作距離、約 60m。農地等の効率的利用

(13 番 中村 東 委員)	は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、田 122 a、畑 6 a、計 128 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 3 番について、19 番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。
19 番 塩野目 富夫 委員	12 月 12 日、担当推進委員と現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地は議案第 1 号、整理番号 3 のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。権利移動等の内容、自作地、売買による所有権移転。以下、受人のみの報告となります。主たる経営作物、トマト、タマネギ、ニンニクを作付予定。農業従事年数及び農業形態、約 10 年。非農家。農機具・家畜の保有状況、トラクター 1 台、管理機 2 台。取得地への通作距離、約 7 km。農地等の効率的利用は、可能。取得地について耕作すると、認められる。参考 経営面積、畑 1 a、計 1 a。周辺地域との関係、権利取得後の周辺農地等へ及ぼす影響、問題なし。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件のすべてを満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
議長	< 質疑なし > ただいま上程中の、議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 2 議案第 1 号 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。 次に、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 2 号 議案書の朗読 >

議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番、2 番について、事務局に代読させます。
事務局（中山）	12 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 1 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が道を挟んで転用予定の畑、西が畑、南が宅地、北が宅地。同意書、なし。熊田 340 番の所有者は了承済。権利の移転、設定、賃借権の設定 20 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,097 m²のうち 993 m²、特定図あり。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 9 年で黒字見込む。売電単価、税抜 13.0 円。非 FIT 事業。売電先は各契約業者。構造等、パネル 180 枚、寸法 2,256 mm×1,133 mm。パワーコンディショナー10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 99.90kW、年間発電量約 9 万 4 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、貸借人がパネル等の設備を撤去し更地にして返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。東京電力との電力受給契約済、令和 5 年 11 月 10 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 2 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地・畑、西が宅地・畑、南が宅地・畑、北が宅地。同意書、なし。権利の移転、設定、賃借権の設定 20 年間。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,504 m²のうち 940 m²、特定図あり。転用目的、太陽光発電設備の設置。約 9 年で黒字見込む。売電単価、税抜 13.0 円。非 FIT 事業。売電先は各契約業者。構造等、パネル 174 枚、寸法 2,256 mm×1,133 mm。パワーコンディショナー10 基。発電出力 49.5kW、最大出力 96.57kW、年間発電量約 9 万 1 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、西側。管理計画、自社にて維持管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。貸借終了後の対応、貸借人がパネル等の設備を撤去し更地にして返還。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。東京電力との電力受給契約済、令和 5 年 11 月 10 日。埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など

(事務局 (中山))	転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	整理番号 3 番、4 番について、13 番 中村 東 委員をお願いいたします。
13 番 中村 東 委員	12 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 3 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が転用予定の畑、南が道を挟んで雑種地、北が畑。同意書、なし。隣接農地は譲渡人の所有地。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、●●●の借家で生活しているが、父親が高齢になり、世話を必要とすることが増えてきたことから、地元で U ターンすることを考え、実家の近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、250 m²のうち本案件 48 m²。転用目的、一般住宅 木造平屋建 67.90 m²。建築面積、69.56 m²。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 1 月 10 日から令和 6 年 8 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 4 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 2 種農地。(申請地位置を説明。)周囲の状況、東が畑、西が畑、南が道を挟んで雑種地、北が畑。同意書、あり。権利の移転、設定、使用貸借権の設定 30 年間。転用計画、転用事業者は、現在、●●●の借家で生活しているが、父親が高齢になり、世話を必要とすることが増えてきたことから、地元で U ターンすることを考え、実家の近くに新たな住宅を建築する計画をしたところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、250 m²のうち本案件 202 m²。転用目的、一般住宅 木造平屋建 67.90 m²。建築面積、69.56 m²。進入路、南側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 1 月 10 日から令和 6 年 8 月 30 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財包蔵地に該当するため、生涯学習課に届出済。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。

議長	整理番号 5 番、6 番について、11 番 奥畑 智子 委員にお願いいたします。
11 番 奥畑 智子 委員	12 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 5 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、株式会社●●● 代表取締役 ●●●氏。農地区分、第 2 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が雑種地、南が畑、北が雑種地。同意書、あり。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、●●●に本店を有し、太陽光発電事業を行っているが、今回、条件の良い申請地において太陽光発電事業を行いたく、申請に至った。転用面積、1,273 m²、うちフェンス内 958 m²。転用目的、太陽光発電設備の設置。13 年で黒字見込む。売電単価、税抜 11.0 円。非 FIT 事業。売電先は小売電気事業者である親会社の株式会社●●●。電気売買契約書あり。構造等、パネル 176 枚、寸法 2,279 mm×1,134 mm。パワーコンディショナー 9 基。発電出力 49.5kW、最大出力 96.80kW、年間発電量約 10 万 2 千 kWh。周囲にフェンス設置。入口、東側。管理計画、株式会社●●●が管理。代替性検討、土地選定経過書あり。給水・排水、なし。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の残高証明書等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 2 月 10 日から令和 6 年 2 月 28 日まで。その他 他法令等との関係等、非 FIT 事業のため経済産業省の FIT 認定は不要。売電先事業者が東京電力の託送供給の承諾済、令和 5 年 8 月 30 日。埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。 12 月 19 日、今月の調査担当委員と事務局で現地調査を行いましたので、その内容について報告いたします。申請人、申請地の場所、公図等は議案第 2 号 整理番号 6 及び添付資料のとおりです。渡人と受人の関係、第 3 者。転用事業者、●●●氏。農地区分、第 1 種農地。（申請地位置を説明。）周囲の状況、東が宅地、西が道を挟んで宅地、南が道を挟んで宅地、北が畑。同意書、なし。権利の移転、設定、売買による所有権移転。転用計画、転用事業者は、現在、妻と子と●●●の妻の実家で生活しているが、子の成長に伴い手狭になってきたことから新たな住宅の建築を計画したところ、申請地を取得できるようになり、申請に至った。転用面積、404 m²。転用目的、一般住宅 木造 2 階建、1 階 61.00 m²、2 階 43.50 m²。建築面積、63.00 m²。進入路、西側。代替性検討、土地選定経過書あり。給水、市営水道。排水、合併浄化槽で処理し敷地内浸透。雨水排水、敷地内自然浸透。資金関係の証明、金融機関の融資審査結果等により事業を完了させるために必要な資金の裏付あり。事業着工の時期、令和 6 年 1 月 10 日から令和 6 年 7 月 31 日まで。その他 他法令等との関係等、埋蔵文化財については生涯学習課と協議済、該当なし。第 1 種農地であるが、集落接続の住宅として例外許可が相当。調査の結果、周辺状況及び転用の確実性など転用許可基準を満たすと思われるため、許可が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

3 番 栗野 隆夫 委員	整理番号 5 番について、転用面積が 1,273 m ² で 1,000 m ² を超える案件となっていますが、総合政策課との事前協議についてはどうなっているのでしょうか。
事務局（中山）	総合政策課との事前協議は、フェンス内の面積が 1,000 m ² 以上の場合に必要となります。今回の案件は、転用面積は 1,273 m ² ですが、フェンス内の面積は 958 m ² で 1,000 m ² 未満ですので、事前協議は必要ない案件となります。
15 番 石岡 幸雄 委員	整理番号 1 番、2 番について、売電単価 13 円となっていますが、単価額の裏付けは必要ないのでしょうか。
事務局（中山）	売電単価は各事業者が設定したものですので、裏付けまでは求めておりません。
議長	●●●地区担当 8 番 川上 恵 委員、何かありますか。
8 番 川上 恵 委員	特に問題ないと思われます。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の、議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、他に質疑がないようですので申請のとおり許可することに決定してよろしいか、お諮りします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 3 議案第 2 号 「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」 は、申請のとおり許可することに決定いたしました。
	次に、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 3 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、18 番 相吉澤 宏 委員をお願いいたします。
18 番 相吉澤 宏 委員	12 月 12 日に、担当推進委員と調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 3 号 整

(18 番 相吉澤 宏 委員)	理番号 1 のとおりです。調査方法、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 10 年 8 月 相続により取得。非農地になった時期及び現在の利用状況、議案書のとおり。非農地になった経緯、人為的 無断転用。周辺への影響、問題なし。非農地となって何年経過したか、経過年数、約 25 年。申請地は、平成 10 年以前から前所有者の●●●氏が作業小屋、倉庫及び駐車場の敷地として利用しており、平成 10 年に願出人が相続してからも同様の状態で、現在に至る。農地への復元の可能性は、極めて困難。非農地の申請目的、雑種地。作業小屋、倉庫及び駐車場敷地。調査の結果、非農地と認定する要件を満たすため認定が相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。
4 番 仲澤 清一 委員	作業小屋や倉庫はどのようなものですか。それらの造りによっては宅地になるのではないのでしょうか。
事務局長（相ヶ瀬）	屋根と柱のみの、壁がないものが多いようです。資料の 12 ページから 14 ページに写真があります。
18 番 相吉澤 宏 委員	農業用機械をたくさん所有しているので、それらのための倉庫になっているそうです。
	< 他に質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、他に質疑がないようですので、願出のとおり認定することに決定してよろしいか、お諮りいたします。
	< 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 4 議案第 3 号 「非農地証明願出による現況地目の認定について」 は、願出のとおり認定することに決定いたしました。
	次に、日程第 5 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 4 号 議案書の朗読 >
議長	調査委員の報告をお願いいたします。整理番号 1 番について、19 番 塩野目 富夫 委員をお願いいたします。

19 番 塩野目 富夫 委員	12 月 17 日に、調査を行いましたので、その内容を報告いたします。申請人、申請地は議案第 4 号 整理番号 1 のとおりです。調査方法、本人から聞き取り、現地で関係書類等を見て確認。土地の履歴、平成 10 年 5 月 合併による所有権登記により取得。非農地になった時期、経緯、及び現在の利用状況、申請地は、平成 15 年から不耕作となり樹木等が繁茂し、現在に至る。直近の利用状況調査結果、該当なし。周辺農地への影響等、農振法上の農用地区域の該当、なし。集团的まとまりのある農地の中の農地の該当、なし。地域における農地の効率的・総合的利用の支障、なし。その他 納税猶予制度、農業者年金制度の適用、該当なし。遊休農地の判断、B 分類。調査の結果、農地への復元が著しく困難である B 分類と思われるため、農業委員会が非農地と判断し、その旨を通知することは相当と思われます。以上のとおりでありますから、よろしくご審議をお願いいたします。
議長	調査委員の報告が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし >
議長	ただいま上程中の 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、質疑がないようですので、願出のとおり交付することに決定してよろしいかお諮りいたします。 < 異議なしの声 >
議長	異議なしと認め、日程第 5 議案第 4 号 「非農地判断願出による非農地通知の交付について」 は、願出のとおり交付することに決定いたしました。 次に、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画（第 263 号）の承認について」 を議題といたします。議案書を朗読させます。なお、内容については省略いたします。
事務局（中山）	< 議案第 5 号 議案書の朗読 >
議長	内容について、事務局から説明していただきます。
事務局（中山）	議案第 5 号 那須烏山市農用地利用集積計画（第 263 号）の承認について、ご説明いたします。本案については、那須烏山市農用地利用集積計画における「利用権の設定」について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律 令和 4 年法律第 56 号 附則第 5 条の規定に基づく改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市から農業委員会に対して、承認申請があったものです。今回承認申請のあった、那須烏山市農用地利用集積計画（第 263 号）につ

(事務局 (中山)) 議長 議長 議長	いては、新規 10 件、更新 20 件です。利用権の設定を受ける者 16 名、利用権を設定する者 27 名です。利用権の設定面積は、127,743 m²です。令和 5 年度累計は、936,952 m²です。設定内容及び設定を受ける者の経営状況等については資料のとおりです。なお、本計画は、令和 5 年 12 月 28 日公告予定です。 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。 < 質疑なし > ただいま上程中の、議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 263 号) の承認について」 は、質疑がないようですので、計画のとおり承認することとしてよろしいか、お諮りいたします。 < 異議なしの声 > 異議なしと認め、日程第 6 議案第 5 号 「那須烏山市農用地利用集積計画 (第 263 号) の承認について」 は、計画のとおり承認することに決定いたしました。 以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしましたので、閉会といたします。 (午後 3 時 05 分)
--	---

上記会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 5 年 12 月 21 日

議 長

16 番

18 番